

これからの児童虐待対策への提言（概要）

平成24年3月
京都府児童虐待検証委員会

趣 旨

平成23年8月に起こった「宇治市での小学5年生への虐待事件」を含め、平成18年10月の長岡京市事件以降に起こった6件の事件を、外部有識者で構成する委員会により点検し、課題・問題点の指摘及びこれからの京都府における児童虐待の未然防止・早期発見等に向けた取組の方向性について提言をしたもの

長岡京市事件以降に取り組んできたこと

- ①速やかな安全確認のルールの確立（48時間ルールの徹底）
- ②リスク管理・組織内の情報共有（チェックリストの整備、進捗管理システム）
- ③地域ネットワークの確立（全市町村に「*要対協」設置・関係者の定期会議開催）
- ④体制強化（児童虐待専任チームの設置、保健所に児童虐待対応職員を配置）

*…要保護児童対策地域協議会（市町村単位で設置され、地域の様々な関係者・機関を構成員として、児童虐待ケースの点検・情報共有と対応を協議する組織）

1. 点検した事件の概要

No.	概 要 等
1	平成20年2月、八幡市において、4歳の女児が母親とその内縁男性のネグレクト（育児放棄）により死亡。100カ所以上の痣があり、死亡時の体重は10.2kgであった 1年ほど前に転入し、民生児童委員の通報を受け八幡市が見守っていた中での事件
2	平成20年2月、大阪府内病院に入院中の5歳男児が母親の度々の暴行により負傷 保育所からの通報を受け、児相と宇治市が見守っていた中での事件
3	平成21年1月、城陽市において、生後1ヶ月の乳児を父親が踏みつけ、肋骨骨折等の重傷を負わせたもの 泣き止まないことに腹を立てた暴力（1歳の兄にも暴行の痕跡）
4	平成22年8月、八幡市において、生後1ヶ月の乳児を母親が床に落とし、頭部に大けがを負わせたもの 育児疲れ、精神的不安定による突発的な事件
5	平成22年7月、宮津市において、5歳女児が母親と内縁男性によつた執拗な暴行を受け、意識不明の重体となったもの 親族の葬儀等のため長期滞在していた中で発生。妹の虐待ケースとして住所地の児相等が見守り中であつたが、居所移動による関係機関の情報連携がとれず
6	平成23年8月、宇治市において、小学5年生男児（11歳）が母親の内縁男性により殴る、蹴るの暴行を受け、病院に緊急搬送され、内臓損傷等が判明 平成20年6月以降、宇治市及び宇治児相が通告を得て、見守ってきた中での事件

2. これらの事件から見えてきた児相等の課題・問題点

- ・寄せられる情報や相談を注意深く捉え、リスクを想定した的確な対応が出来ていたか
- ・懸念事象に際し、家族構成の変化等子育て環境の変化にも留意した判断や対応ができていたか
- ・懸念事象に対し、子どもの命を守るということを最優先にした行動や対応がされていたか
- ・要対協等様々な機関や取組が、その目的に沿って的確に機能、連携していたか
- ・専門機関だけの取組とせず、近隣住民や様々な関係機関、地域社会と一緒にあって未然防止に取り組んでいたか
- ・見守りについて、関係者の役割分担や具体的な取組のルール化が出来ていたか
- ・孤立・孤独化する母親等の子育てを支援する施策がきめ細かく行われていたか
- ・居住地や事象が流動化する中で、事実を的確に把握し、対応できていたか

3. 提 言

- ① 要対協と児相との役割分担や連携策を具体的に定め、注意深くケースに対応すること

<具体的な取組>

◎要対協の取組強化

各ケースの動向を注意深く捉え、家庭環境の変化や想定されるリスクにも留意した対応策を決定していくこと

児相が、ケースの見立てや具体的な対応をアセスメントすること

◎見守り等対応マニュアルの作成・徹底

着眼点、各機関の役割、具体的手法、緊急時の対応等を標準化し、それを要対協会議等で、具体ケースに当てはめて実施すること

・市町村と児相のケース共有システム

ケース移管時には、児相と市町村とで文書化し、管理責任を明確にすること
児相と市町村が、管理ケースの動向を相互に持ち、リスク等を点検すること

・保健所の役割強化

保健所が児童虐待対策を業務の一環と位置づけ、積極的に役割を担うこと

- ② 第一線機関である児相・市町村が力量を強化し、様々なケースへの対応力を高めていくこと

<具体的な取組>

◎児相の取組体制の充実等

体系的な研修やスーパーバイザーによる実務指導等を通じて児童福祉司等の専門性や対応力を強化していくこと

各ケースを児相内で共有し、組織的な対応を徹底していくこと

ハイリスク要因に留意し、各ケースとの関係性や対応を整理していくこと

ケース検討会議の効果的な実施や困難ケースに係る経験の共有化・蓄積が重要

- ・市町村職員等への研修の充実
 - 経験度に応じた研修の設定や研修領域、研修形式等を工夫すること
 - リスク判断能力やケースワークのための手法等、実践的な研修を行うこと
- ◎専門家からの助言や支援の活用
 - 児相経験者や医師、弁護士等児童虐待に高い見識のある方に、児相・市町村が抱えるケースの見立て、対応方針等の助言を得る仕組みを確立すること
 - 児童虐待診断の経験を持つ医師が、地域の医療機関と連携して診断・助言する仕組みをつくること
- ・児童福祉司等の面談・対応力の向上
 - 課題のある家庭等に寄り添い、心を開いて相談してくれるような面接や対応力を身につけさせていくこと

③ 社会全体で目配りや情報収集していく意識づくりや仕組みをつくっていくこと

<具体的な取組>

- ◎多様な地域資源の協力による目配り・支援
 - 民生児童委員・子育てNPO等の協力を得て、訪問や相談、交流の場を設定し、身近な関係の中で問題を拾い上げ、行政等の支援につなげる仕組みをつくること
- ◎医療機関との連携
 - 医療機関の児童虐待に係る意識を高め、連携する仕組みをつくること
 - 飛び込み出産や度々のけが、不自然な骨折等児童虐待リスクの高い事象に気づき、行政に引き継いでもらう仕組みをつくっていくこと
- ・府民啓発の充実
- ・学校や保育園、保健所、警察等関係機関と児童虐待に係る意識や視点を共通化
- ・周囲の声かけや支援の輪を広げる

④ 子育て支援の取組を充実し、子育て家庭の育児不安・孤立化等を解消していくこと

<具体的な取組>

- ◎子育ては家族が担うことが前提であるが、特に乳幼児期に大きな負担のかかる母親が心をひらき、相談できる場の整備
 - 地域の子育て支援を担う幼・保育園等による母親等への支援策を講じること
- ◎妊娠・出産期から子育ての期間を母子保健と福祉の部門・施策が連携して支援
 - ・こんにちは赤ちゃん事業（新生児4ヶ月時の全戸訪問）の充実・強化
 - ・ステップファミリー（子ども連れの再婚家庭）等への啓発活動の推進
 - 中途養育の難しさを理解してもらうとともに、対応力をつけてもらうための啓発等に力を入れること

4. まとめ

児童虐待の未然防止、早期発見のためには、児相や関係機関がより一層取組を強化していく必要があり、この提言を踏まえて、取り組めるものから速やかに実践・実現していくことを求めたい

児童虐待の多くは家族等の密室の中で発生することから、なかなか見つけにくく、対応の難しさがあるが、被害児童が最も信頼する父母等から受けるという事実はあまりにも悲惨なことであり、児相等関係機関はもとより、地域や府民が一体となって児童虐待を許さないというメッセージと取組を推進していってもらうようお願いしたい